医師の転職スケジュール 逆算表

対象：入職したい日から逆算して、転職の準備を進める医師

発行元：株式会社Neco（Neco Journal） ／ 管理責任者：株式会社Neco（代表取締役） ／ 版1.1 ／ 最終更新日：2026年11月21日

入職予定日を入れると、各段階の目安の時期を表示します。目安は準備に十分な時間を取れる場合の実務上のモデルで、法律上の期限ではありません。医局に所属していない場合は「いいえ」を選ぶと、医局の行が対象外になります。正式な退職の申し出の時期は、雇用契約・就業規則などで決まります。法令で期限や期間が決まっている手続きは、下の別の表に分けています。

自分の入職予定日		**いまの勤務先の申し出の期限（就業規則）**	
医局に所属している（はい・いいえ）	はい　・　いいえ		

目安	2027年4月入職の例	2027年10月入職の例	対象	段階	やること	相手・確認先	自分の予定日	済
約6〜12か月前	2026年4月〜10月	2026年10月〜2027年4月	医局に所属している場合	医局の人事を相談する（医局に所属している場合）	相談の時期は、所属先の年間の人事の流れや入職月で変わる。医局の責任者に早めに相談し、人事が決まる時期と相談の順番を確かめる（雇用契約の手続きとは別）	医局の責任者（所属先の慣行による）		☐
約6か月前	2026年10月	2027年4月	全員	1. 時期と希望を決める	入職したい時期、勤務日数、担いたい診療、当直・オンコール、勤務地、年収の優先順位を書き出す。いまの契約の期間（期間の定めの有無・更新の時期）と、就業規則の退職の定めを確かめる	自分・家族／労働条件通知書・就業規則		☐
約3〜6か月前	2026年10月〜2027年1月	2027年4月〜7月	全員	退職の時期と、後任・体制の調整を始める	雇用契約・就業規則で、退職の申し出の期限と方法を確かめる。診療科の責任者と、退職の時期、外来・病棟・当直の後任と体制の調整を始める（医局に所属している場合は医局の人事とあわせて）	診療科の責任者・人事（・医局）		☐
約5か月前	2026年11月	2027年5月	全員	2. 求人を比べる	常勤の求人を同じ項目で並べる（1週間の勤務、病棟、当直・オンコール、研究日・外勤、年俸の内訳）。書かれていない条件は「未確認」と書く	求人の担当者・紹介会社		☐
約5か月前	2026年11月	2027年5月	全員	3. 病院を見学する	見学担当の医師に外来・病棟・夜間の実際を聞き、宿日直許可や時間外の扱いは採用担当者に確かめる。求人票と違う点は、内定の前に書面で確かめる	見学担当の医師・採用担当者		☐
約4か月前	2026年12月	2027年6月	全員	4. 応募書類を書く	履歴書・職務経歴書を整え、応募先ごとに志望の動機と本人希望を書き分ける	応募先（所定の様式があれば優先）		☐
約4か月前	2026年12月	2027年6月	全員	5. 面接を受ける	転職の理由、担いたい診療、勤務の希望を伝える。兼業や当直の希望もこの段階で話す	応募先		☐
約3か月前	2027年1月	2027年7月	全員	6. 内定・条件を確かめる	求人票・面談のメモ・労働条件通知書を照合する。承諾の返事の期限と入職日を決める	採用担当		☐
契約・規則の期限まで	契約・規則の期限まで	契約・規則の期限まで	全員	7. 退職を正式に申し出る	雇用契約・就業規則などで定められた期限と方法（申し出先・所定の様式）に従って、雇用主に正式に申し出る。法律上の期間（期間の定めのない雇用は申し入れから2週間）と、診療を引き継ぐための調整の期間は別に考える	人事（雇用主）		☐
約1〜2か月前	2027年2月〜3月	2027年8月〜9月	全員	引き継ぎを具体化する	予約外来の後任と患者さんへの案内、受持ちの引き継ぎ日、当直表・オンコール表、外勤先への連絡を具体的に決める。患者さんごとの引き継ぎは院内の方法で行う	外来・病棟・診療科の責任者		☐
約1か月前	2027年3月	2027年9月	全員	8. 入職手続きを準備する	保険医登録票の写し、健康診断の結果、年金・雇用保険の番号、（同じ年の転職なら）前の勤務先の源泉徴収票。麻薬施用者免許が要るかを勤務先と確かめ、要るなら申請の時期を相談する	新しい勤務先の人事		☐
入職月	2027年4月	2027年10月	全員	入職	院内の研修、電子カルテの権限、当直・緊急時の連絡体制を確かめる。保険医の登録の管轄が変わる人は、異動から10日以内に届け出る	新しい勤務先・登録している厚生局		☐

法令で期限・期間が決まっているもの（当てはまる人だけ）

手続き・原則	当てはまる人	期限・期間	提出先・相手	根拠
退職の申し出（期間の定めのない雇用）	期間の定めのない雇用契約で働く人	申し入れの日から2週間で雇用が終わるのが民法の原則。就業規則の定めも確かめる（自治体直営の公立病院の医師〈地方公務員〉は、条例・規則などで決まる）	雇用主	民法第627条第1項
契約期間の途中での退職（有期雇用）	契約期間の定めがある人	期間の途中で辞められるのは、原則として「やむを得ない事由」があるとき	雇用主	民法第628条
保険医の管轄地方厚生（支）局長変更届	主に勤務する保険医療機関が、登録している地方厚生（支）局の管轄の外に変わる保険医	異動から10日以内（異動の日以降に提出）	変更前に登録している地方厚生（支）局	保険医登録の省令 第15条
麻薬施用者免許の申請	新しい勤務先で麻薬を施用・処方し、その都道府県の免許を持っていない医師	施用・処方を始める前（麻薬施用者でなければ施用・処方できない）	勤務先の所在地の都道府県	麻薬及び向精神薬取締法 第3条・第27条
麻薬施用者の業務廃止届	免許を受けた都道府県の中で、麻薬の施用をすべてやめる医師（他の都道府県へ移り、元の都道府県の外勤先などでも施用しない、麻薬を扱う診療をやめるなど）。元の都道府県の別の施設で施用を続けるなら、廃止届ではなく次の記載事項変更届	やめてから15日以内（免許証を添える）	免許を受けた都道府県	麻薬及び向精神薬取締法 第7条
麻薬施用者免許証の記載事項変更届	同じ都道府県の中で主に施用する施設（麻薬業務所）が変わる、他の都道府県へ移っても元の都道府県の外勤先などで施用を続ける、従として勤務する施設が増える・減る、住所・氏名が変わる医師	変わってから15日以内（免許証を添える）	免許を受けた都道府県	麻薬及び向精神薬取締法 第9条
医師の届出（2年ごと）	すべての医師	偶数年の12月31日現在の状況を、翌年の1月15日まで	住所地の都道府県を経由して厚生労働大臣へ	医師法 第6条第3項

ご利用にあたって

- 目安の時期は、準備に十分な時間を取れる場合の実務上のモデルです。所属先の人事の流れ、募集の時期、現在の契約によって前後します。
- 法令の期限は2026年11月18日時点の条文（e-Gov法令検索）と、関東信越厚生局・厚生労働省の案内で確認しています。提出先・様式・提出方法は、登録している地方厚生（支）局や都道府県の最新の案内で確かめてください。
- 自治体が直接運営する公立病院の医師（地方公務員）は、退職の手続きが民法の雇用の規定ではなく、自治体の条例・規則などで決まります。勤務先の人事担当に確かめてください。
- 株式会社Necoが作成した確認用の資料で、法令で定められた様式ではありません。社会保険労務士・弁護士による監修は受けていません。
- 患者さんの氏名・ID・病名・診療内容や、勤務先の内部資料は書き込まないでください。このファイルに入力した内容がNecoに送られることはありません。